

令和5年第3回教育委員会議定例会会議録

日時：2023/03/23 14:57～17:06

場所：219会議室

出席者：教育長、糸数洋委員、知念夏奈子委員、儀間朝昭委員、宮城教育部長、與儀教育部参考事、知念教育総務課長、知念生涯学習課長、嶺井教育指導課長、親川教育施設課長、山里文化課長、事務局（中村）

議事日程

- (1) 教育長報告 教育部長及び各課の業務報告
- (2) 議案第14号 南城市史編集委員会規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第15号 南城市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の一部を改正する告示
- (4) 議案第16号 南城市立久高小中学校就学旅行費補助金交付要綱の一部を改正する告示
- (5) 議案第17号 南城市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- (6) 議案第18号 南城市教育委員会の権限に関する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則
- (7) 議案第19号 南城市教育委員会表彰規程
- (8) 議案第20号 令和5年度 南市の教育施策について

その他

○教育長

これより第3回南城市職員会議定例会を開催いたします。

本日の会議録の署名は、糸数委員にお願いします。

本日の日程は、お手元に配付しております日程表のとおり進めたいと思います。

事前に配布した日程表について、進行の順番を変更しています。ご了承ください。

配布した日程表のとおり進めたいと思うますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって日程表のとおり進めて参ります。

それでは始めに、教育長業務報告及び各課業務報告を行います。また3月議会の一般質問内容についてもあわせて確認をお願い致します。

業務報告、3月議会の一般質問内容について配布した内容のとおりとなっていますがご質問はございませんか。

○知念委員

3月2日のいじめ問題対策連絡協議会の内容を教えていただけますか。

○教育指導課長

いじめ問題対策連絡協議会は、学校の先生方や関係機関の方々で南市の現状などを協議する場となっております。大変申し訳ございませんが現状については、手元に資料がなく回答できませんので、確認のうえ、後ほど資料提供したいと思います。

○教育長

ほかにございませんか。

他にないようでしたら、業務報告については、これでよろしいでしょうか。

次に3月議会の一般質問について、宮城部長からお願ひします。

○宮城教育部長より3月議会定例会一般質問の説明

○教育長

資料は、本日配付しておりますので、しばらく目を通してくださいから質問を受けたいと思います。

それでは、一通り目を通していましたので、今回の一般質問についてご質問があればお受けしたいと思います。

○糸数委員

学校現場における児童生徒のマスク着用についての質問に対する答弁を見ると、4月1日以降はマスクの着用を求めるべきことを基本とするとありますが、現状はどうですか。

○教育指導課長

3月13日から個人の判断に委ねることとなっていますが、学校現場においては4月1日から適用してまいります。

○具志堅教育長

なお、卒業式につきましては、その場面、場面で着脱の判断を学校でいたしておりますが、どうしてもマスクを外せない児童生徒等もいるため、強要はしておりません。

他にございますか。

他にないようですので、一般質問に対する質問は閉じさせていただきます。

次に学校からの報告等がありますか。

○興儀教育部参事より学校からの報告

・卒業式出席のお礼及び入学式出席の案内

・修了式及び始業式・入学式の日程に関連して春休みが前年度より三日間延び旨の説明

○具志堅教育長

学校現場からの報告ではないですが、児童生徒に関連しますのでE S L キャンプについての報告をお願いします。

○生涯学習課長よりE S L キャンプ2023春について説明（3月25日（土）～3月30日（木）まで開催 参加：小学生22名 中学生23名）

○具志堅教育長

これまでの報告についてご質問ございませんか。

○糸数委員

入学式についてですが、入学式は来賓の出席は予定していますか。

卒業式に出席した際は、私と國仲指導主事の二人だけでポツンと座っていて異様な光景でしたので、来賓の出席等がなく参列者が少數の場合は、学校側の方へ席を設けてもらった方がよいかと思いましたが、今回はどのような配席になりますか。

○興儀教育部参事

入学式の際には、学校側との連絡体制をしっかりと少人数の場合は席の配置については配慮

するようにしたいと思います。

○具志堅教育長

この件に関しては、貴重なご意見として受け取りまして対応してまいります。

他にございますか。

他にないようですので、これで質問を終わります。

これから議事に入ります。

議案第14号南城市史編集委員会規則の一部を改正する規則についてを上程致します。

事務局の説明を求めます。

○文化課長より議案第14号南城市史編集委員会規則の一部を改正する規則について説明

○具志堅教育長

これから質疑を行います。

質疑は、ございませんか。

休憩

再開

○儀間委員

提案理由において、市史編集委員の組織体制に改編があったためとあります、それに対応するため規則を改正する必要があるということですか。

○文化課長

そのとおりでございます。

○具志堅教育長

他にございますか。

○糸数委員

確認ですが、小委員会と専門委員会という組織をなくして新たに専門部会をつくるということでおよろしいですか。

○そのとおりです。

○具志堅教育長

他にございますか。

他に質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

議案第14号南城市史編集委員会規則の一部を改正する規則を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号南城市史編集委員会規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

続きまして議案第15号南城市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の一部を改正する告示についてを上程致します。
事務局の説明を求めます。

○生涯学習課長より議案第15号南城市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の一部を改正する告示について説明（新旧対照表の訂正を依頼）

○具志堅教育長
これから質疑を行います。
質疑はございませんか。

○糸数委員
図書館雑誌スポンサー制度について、もう少し具体的に教えていただけますでしょうか。

○生涯学習課長
図書館へ月刊誌を配置しておりますが、これまで市の予算で購入していた雑誌を企業がスポンサーとなって購入して雑誌のカバーに企業名や広告を貼り付けて、各図書館へ配置するという制度です。

○具志堅教育長
他にございますか。

○儀間委員
現時点のスポンサーの数を教えていただけますか。

○生涯学習課長
申し訳ございませんが、詳しい数については把握しておりませんが、10冊以上は制度を活用して配置しているかと思います。

○具志堅教育長
他にございますか。

○知念委員
広告の期間は1年間ですか。

○生涯学習課長
基本的には1年間です。

○具志堅教育長
他にございますか。

○知念委員
4館同じ雑誌が配置されているのですか。

○生涯学習課長
スポンサー企業が配置する場所も決定しています。

○具志堅教育長
他にございますか。
他に質疑がないようすでこれで質疑を終わります。

議案第15号南城市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の一部を改正する告示を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号南城市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の一部を改正する告示は、原案のとおり可決されました。

続きまして議案第16号南城市立久高小中学校修学旅行費補助金交付要綱の一部を改正する告示についてを上程致します。
事務局の説明を求めます。

○教育総務課長より議案第16号南城市立久高小中学校修学旅行費補助金交付要綱の一部を改正する告示について説明

休憩
再開

○具志堅教育長
これから質疑を行います。
質疑はございませんか。

○儀間委員
へき地等級が3から2になったことにより、国からの補助金が廃止になったとのことですが、それは利便性が良くなつたということでしょうか。

○教育総務課長
定期航路の増便や教職員の増加によりへき地等級が変更になっております。

○具志堅教育長
辺地法において、基準が定められておりまして、それを評点制で等級を決めていくのですが、今回はその点数で利便性が向上したことによる変更となっています。

他にございますか。

○糸数委員
等級の変更による見直しというのは理解しましたが、要保護、準要保護等の就学援助は久高の児童生徒には適用されないのでですか。

○教育総務課長
久高の児童生徒についても要件を満たせば、就学援助は対象となります。

○具志堅教育長
他にございますか。

○儀間委員
現行の要綱第4条で補助対象経費と認められる経費とありますが、改正案ではその規定はなく

なるのですか。

○教育総務課長

新旧対照表の表現が分かりづらくて申し訳ございません。

前条の方で必要と認められる経費という文言が表記されているため、改正案の第4条においては、前条の規定に基づき支出した額と表記しております。

○具志堅教育長

他にございますか。

○知念委員

現状と比較するとどのような状況になりますか。

○與儀教育部参事

これまで補助があったため、本来の修学旅行の目的以上の内容を取り込んでいましたが、今後は本来の修学旅行の目的である内容近づけるよう、根本的な見直しが必要と考えております。よって、補助金額の増減だけが比較の対象ではないと考えています。

休憩

再開

○具志堅教育長

他に質疑はございませんか。

他にないようですので質疑を終わります。

議案第16号南城市立久高小中学校修学旅行費補助金交付要綱の一部を改正する告示を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号南城市立久高小中学校修学旅行費補助金交付要綱の一部を改正する告示は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号南城市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてを上程致します。

事務局の説明を求めます。提案理由で補助金の見直しって何書いてるんだから本当はわかるし、

○教育総務課長より議案第17号南城市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について説明

○具志堅教育長

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○儀間委員

第18条でスクールバス等の運行という表記が削除になっているがどうしてでしょうか。

○教育総務課長

大里こども園の開設に伴い、唯一運行していた大里南幼稚園のバスの運行が終了となったためです。

○具志堅教育長

他にございませんか。

○儀間委員

第6条の公民館運営審議会の庶務に関することと公民館事業については、削除されるのですか。

○生涯学習課長

中央公民館が閉館したことに伴い、公民館事業がなくなったため削除しております。

○具志堅教育長

公民館事業という名称ではなくなりますが、従来の事業は社会教育事業として引き継いでいくという形になります。

他にございますか。

○知念委員

同じく第6条にあります、社会教育学級から社会教育委託学級へ改めていますが、その違いを教えていただきたい。

○生涯学習課長

社会教育学級は、現状も希望する団体へ委託をして実施している事業のため、実情に合わせた名称へ改正しています。

○知念委員

希望する団体について、例をあげていただけますか。

○生涯学習課長

令和4年度に実施した事業としましては、外国人向け日本語教室、それと津波古公民館を利用して区民対象の事業を実施しています。

○知念委員

この事業は、公募をおこなっているのですか。

○生涯学習課長

ホームページ等で公募をしています。

○具志堅教育長

他にございますか。

他にないようですので、これで質疑を終わります。

議案第17号南城市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号南城市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

つづいて、議案第18号南城市教育委員会の権限に関する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則についてを上程致します。

事務局の説明を求めます。

○教育指導課長より議案第18号南城市教育委員会の権限に関する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について説明

○具志堅教育長

これから質疑を行います。
質疑はございませんか。

○儀間委員

令和5年度から公立こども園へ移行になりますが、幼稚園は残るのですか。

○具志堅教育長

久高幼稚園が残ります。

他にございませんか。

他に質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

議案第18号南城市教育委員会の権限に関する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号南城市教育委員会の権限に関する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

つづきまして、議案第19号南城市教育委員会表彰規程についてを上程致します。
事務局の説明を求めます。

○教育総務課長より議案第19号南城市教育委員会表彰規程について説明

○具志堅教育長

これから質疑を行います。
質疑はございませんか。

○糸数委員

第2条に表彰区分が第3号までありますが、別に定めるものはこの限りではないとあります、別に定めるものとはどのようなものでしょうか。

休憩
再開

○教育総務課長

別の表彰規程で表彰されるものは、その規程を優先するということです。

休憩
再開

○具志堅教育長

他に質疑はございませんか。

休憩
再開

他にございませんか。

他に質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

議案第19号南城市教育委員会表彰規程を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号南城市教育委員会表彰規程は、原案のとおり可決されました。

休憩
再開

つづいて、議案第20号令和5年度南城市的教育施策についてを上程致します。

事務局の説明を求めます。

○教育総務課長より議案第20号令和5年度南城市的教育施策について説明

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

○糸数委員

これまで、新しい施策を策定するにあたっては、前年度の点検評価を踏まえて策定に取り組んでいたと思いますが、今回はその部分の議論がなかったように思いますが、いかがでしょうか。

○宮城教育部長

今回は、教育長以下、部課長で事務事業の評価を行ったうえで策定しております。

休憩
再開

○具志堅教育長

次年度以降は、糸数委員がおっしゃるように事前に重点施策の評価を委員の皆さんへお示ししてから施策の策定に取り組みたいと考えております。

他にございますか。

○儀間委員

2ページの施策体系については、前年度と比較するとよく整理されていると感じます。

○具志堅教育長

ありがとうございます。

他にございますか。

○知念委員

平和学習に関することや命に関することなどを入れてほしかったと感じています。

○與儀教育部参事

子ども一人一人の資質・能力を伸ばす「学び」機会と質の保証の中で平和教育や人権教育を包含している形になっております。

○具志堅教育長

他にございますか。

○糸数委員

10ページにあります、地域教育資源を活かした学習とありますが、具体的に表記することはできないでしょうか。

○與儀教育部参事

各学校で取り組んでいる学習はありますが、これはあくまで各学校の教育編成によるものですので、ここでは大枠で表記させていただいております。

休憩

再開

○具志堅教育長

なお、令和5年度南市の教育施策につきましては上半期の中間報告を教育委員会議で行いたいと考えております。

他にございませんか。

他に質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

議案第20号令和5年度南市の教育施策についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号令和5年度南城市的教育施策については、原案のとおり可決されました。

その他で何かございますか。

その他事項

教育指導課長より、いじめ問題対策連絡協議会の資料配付及び説明有り

人事異動により移動する事務局職員よりあいさつ

次回定例会（令和5年4月18日（火）13：30）

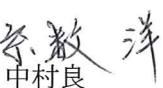
○具志堅教育長

これで、本日の日程は、全部終了しました。

これで会議を閉じます。

以上で、第3回 南城市教育委員会議 定例会を閉会します。

平成5年3月30日調整
南城市教育委員会

議事録署名 
作成者 中村良